

## 「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の実施について

### 【付議の要旨】

生活困窮者の自立に向けた包括的な支援に向け、国の実施する「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の活用を念頭に「(仮称)生活困窮者自立相談支援センター」を開設し、生活困窮者の就労を中心とした自立支援機能の強化を図る。

#### 1 背景と経緯

若年層をはじめとした生活保護受給者数が急増する中で、保護開始前のより早い段階での就労支援や、保護からの早期脱却、更には保護廃止者の継続的な支援の観点から、生活困窮者の自立支援機能の強化が課題となっている。こうしたことから、国は平成25年度より「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を立ち上げるとともに、平成27年度から生活困窮者自立支援法及び生活保護法により、区市町村に就労支援事業の実施を義務付けるべく、法整備を進めている。こうした状況を背景に区では就労支援プログラムを充実すべく、領域横断的關係部署や庁外の関係機関等を含めた検討会を立上げ、国のモデル事業予算を活用した平成26年度の新規事業を取りまとめた。

#### 2 新規事業の概要

##### 1) 支援対象となる生活困窮者の定義

生活保護受給者

住宅支援給付受給者等の福祉サービス受給者や生活困窮者

##### 2) 事業手法

国の「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を活用し、「(仮称)生活困窮者自立相談支援センター(以下「センター」と表記)」を設置し、区社会福祉協議会及び、民間事業者への委託手法により生活支援課の生活困窮者に対する相談支援機能を強化する。

##### 3) 3つの事業構成(別紙イメージ図)参照。 は各総合支所、 + はセンターに配置) 区コーディネート機能(区直営)2名×5地域=10名(既存非常勤職員枠での配置)

各総合支所生活支援課に配置されている「生活支援専門員」に換え、新たに「(仮称)自立支援専門員」を配置することで、自立に向けた福祉・保健的相談・支援の担い手とし、「つなぎ込み機能とコーディネート」の機能を強化する。

自立相談・支援事業(区社会福祉協議会委託を想定) 6名程度(非常勤含む)

生活困窮者の相談を受けてアセスメントを実施し、既存の様々な融資制度や、住宅支援給付事業、家計相談機能、地区社協が展開する地域活動や相談事業などの地域のネットワーク機能などを活かした総合的相談支援を実施する。状況に応じて後述の民間受託事業者と連携した対応を行う。事業主体は区社会福祉協議会を想定。

就労相談・支援事業(民間委託) 5名程度

生活支援課により稼働年齢層(18~64歳)を対象とした対象者類型を設定し、一般的な就労支援では就労困難な重点支援対象者「B」を選定し、民間受託事業者へ誘導する。必要に応じて民間事業者によるアウトリーチ等も行う。

A 一般支援対象者	本人に一定の意欲や能力が見込まれることから、ハローワーク等による一般の就労支援プログラムを活用する者。
B 重点支援対象者	長期間のブランクなどがあり、就労意欲喚起やカスタマイズされた就労情報の提供等の個別支援が必要となる者
C 就労困難ケース	長期入院等により、少なくとも当面は就労が困難なケース

区の生活支援課からの連絡を受けた民間受託事業者は重点支援対象者「B」を対象として「就労意欲喚起のための生活習慣の確立」、「社会参加能力の形成」、更には「事業所の就労体験」など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。一般就労が困難なケースでは、中間的就労支援の推進の観点から、本人の状況に応じた「臨時的・短期的就労」を含む就労場所の開拓と職業紹介を行い、社会参加能力の向上にOJT手法をもって取り組む。

事業運営は民間事業者とし、事業目的の達成に最も有利な相手方を確保するため、プロポーザル方式により事業者選定する。選定実施時期については、平成26年度の国のモデル事業実施要領策定時期を見据えて進める。

#### 4) 実施開始時期

平成26年4月を目途として国や関係部署との調整が整った事業から順次事業開始する（「臨時的・短期的就労」を含む就労場所の開拓と職業紹介については職業紹介事業所開設の国の手続き終了後となるので、平成26年7月頃を想定）。

#### 5) センターの立地

本事業は様々な就労支援関連事業との連携も想定していることから、実施場所は渋谷ハローワークに近接し、区内就労拠点機能となる三軒茶屋周辺を想定する。事業場所の確保にあたっては国の補助金の活用を念頭に、区が区社会福祉協議会に委託する事業経費の中で負担するものとし、区社会福祉協議会が民間不動産物件を一括して借り上げ、「自立相談・支援事業」と「就労相談・支援事業」の2事業を同一フロア内で実施できる様、調整を進める。

### 3 所要経費等

#### 1) 基本的な考え方

平成26年度については国の実施する「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を活用し、補助上限額（今後国と調整）までは10/10の国庫補助を想定する。

区の所要経費及び効果額等については別途算定。

#### 4 個人情報及び電算機の活用について

- 1) 委託事業につき個人情報保護審議会を経て実施する。
- 2) 新規の電算システムの適用は想定しない。

#### 5 想定スケジュール

平成25年	7月30日	福祉保健常任委員会報告
平成25年	12月～2月	民間事業者選定
平成26年	3月	民間事業者及び、区社会福祉協議会との契約締結
平成26年	4月	相談事業開始・訪問支援事業（意欲喚起）開始
平成26年	7月頃	職業紹介事業（中間的就労支援）開始